

令和7年度（2025年度） 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	北千里駅 月極駐輪場の増設について	北千里駅付近の市営の月極駐輪場を契約するため、駅前北・駅前南の2ヶ所の管理事務所へ伺ったところ数ヶ月～1年近く待たなくてはならないとのこと。 保育園の送迎のため重い電動自転車の利用は必須であり、2段式や2階以上の建物の利用は難しい。 防犯面から、駅前東第1・第2のような屋外の駐輪は避けたい。 駅前北は下段だと1年以上待ち、駅前南だと数ヶ月(50名以上)待ちと言われている。 契約の予約を行い、現在は駅の時間貸し駐輪場を毎日利用しているが割高であり、いつまで待たなくてはならないのか懸念している。 駅の月極駐輪場が全く足りていないのではないか。 特に最近マンションも増え、上記同様の、保育園送迎に伴う電動自転車の利用のニーズも多いはず。 (待機児童は減り保育園に入れるようにはなったが、駐輪場の整備は盲点では？) よって以下回答いただきたい。 ・北千里駅の駐輪場の不足について、吹田市役所内で認識されているか。(認識なければ管理事務所へのヒアリングや、市民へのニーズ調査等で実態を把握いただきたい) ・今後の増設について計画はあるか	吹田市 総務交通室からお問合せ内容につきまして、回答いたします。 この度は、北千里駅の駐輪場の不足についてのご意見を頂きありがとうございます。 屋根付きの駐車場につきましては、人気が高くなかなか空きがでないものの現在2月受付の方を案内しているようです。 東につきましては、歩道橋の修繕が6月に完了する予定でその後に東1の駐車場の置場を整理する予定です。 特に大型子乗せタイプの自転車の置場が少なくなかなか空が出ない状況は把握しております。 今後、東の歩道橋工事終了後に置場を整備し開放する予定ですので屋根付きではございませんが、防犯カメラも設置していますのでそちらの利用も検討お願いします。 ご質問について、 ・北千里駅の駐輪場の不足について、吹田市役所内で認識されているか。 →北千里駅周辺における自転車駐車場の需要については把握しております。 ・今後の増設について計画はあるか。 →増設の計画はございませんが、今後、南側は開発に伴う自転車駐車場の移転を予定しております。 北につきましては、ラックの使い勝手等の苦情も出ておりますので、大型自転車へも対応できるよう修繕計画を立ててまいります。	総務交通室	R7.4.21	R7.5.1
2	ニコチン・ヘイヴン吹田9	市内で健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例(以下「府条例」という。)違反を8件見かけました。それぞれ対応とその内容の回答を願います。 (1) 吹田市垂水町1丁目54 北之町遊園 トイレの小便器の上に灰皿が設置され、加熱式タバコの吸い殻が投棄されていた(写真参照)。このトイレは屋根があり、壁でおおよそ半分以上が覆われているので、屋内だろう。 よって健康増進法29, 30条違反である。吹田市長から過料を徴収してもらいたい。フリップモリスジャパンから喫煙所の寄贈を受けるものだから、このような違法行為が児童の遊び場でまかり通るのである。市内の他の公園でも同様の状況があるかも知れない。 (2) 吹田市〇〇町〇〇-〇〇 〇〇 店頭に「喫煙目的室あり」の標識を掲げ、店の奥には「喫煙目的室」の標識を掲げた部屋がありました。同室内で喫煙しながら飲食していると思います(写真参照)。メニューにはトースト即ち主食が終日販売されているとあります。したがって同店は、喫煙目的室を設置することができないものと存じます。カウンターの後ろには、トーストの調理器具と思しき設備も見えます。象印のこんがり倶楽部か、類似機種でしょう。他店では、こんがり倶楽部にトーストを入れ、3分程調理して、トーストを提供していました。この店でも同様に調理していることでしょう。第32回 大阪府・保健所設置市連絡調整会議の資料2「喫煙目的室設置施設に関する整理について」に言及される某社とは、〇〇のことだと思います。「喫煙目的室」と「喫煙目的室あり」の標識を除去し、禁煙とするよう指導願います。ちなみにスタッフ募集までしている。府条例に従い、やはり禁煙とすべきである。 (3) 吹田市〇〇町〇丁目〇〇-〇〇 〇〇 ごくごくごく一般的な居酒屋であるにもかかわらず、「喫煙目的店」として営業している(写真参照)。楽天ぐるなびのメニューを見ると鍋を提供し、うどん又は雑炊がシメとしてコース内容に含まれている。これらは紛れもない主食である。したがって同店は喫煙目的店にはなりません。さらには同店のHPを見ると「未成年の方のご来店が出来なくなりました」と18, 19歳の来店が可能であるかのような虚偽記載まである。禁煙で営業し、広告もそのように修正するよう指導願います。 (4) 吹田市〇〇町〇〇-〇〇 〇〇 従業員を募集しているのに相変わらず喫煙可能店として営業している(写真参照)。府条例に従い禁煙とするよう指導願います。18歳19歳の募集も是正されずに継続している。 (5) 〇〇 特定屋外喫煙場所の周囲で喫煙するものが少なからずいた(写真参照)。健康増進法29条違反である。16時10分くらいであったが、恐らく講義の間の休憩時間ということだろう。こういった休憩時間帯には違法喫煙が常態化しているものと思われる。休憩時間には欠かさず警備員を派遣し、違法行為を中止させるように指導してもらいたい。 以下3件はいずれも吹田市〇〇町〇〇-〇〇 〇〇に入居する店舗である。 (6) 吹田市〇〇町〇〇-〇〇 〇〇 あいかわらず、壁が1面ないのにもう1面の扉を開けた状態で営業し、店内で喫煙させている。そのためタバコ煙が周囲の共用部分(屋内)にダダ漏れ状態である。禁煙とするよう指導勧告命令罰則適用されたい。 (7) 吹田市〇〇町〇〇 〇〇 客席面積が屈出によると60平米あるということなので、府条例に基づき禁煙とすべきところ、店頭に「加熱式たばこ専用喫煙室」の標識を掲げて、店全体を加熱式タバコ喫煙可能としている。店の全体をそのようにすることはできない。しかも入口を開放して営業している。禁煙で営業するよう指導願う。 (8) 吹田市〇〇町〇〇-〇〇 〇〇 店頭に「喫煙専用室」の標識を掲げている(「喫煙可能室」ではないが)、店内で飲食をさせている。3面に壁がなくタバコ煙が周囲の共用部分(屋内)にダダ漏れ状態である。禁煙とするよう指導勧告命令罰則適用されたい。 ※写真については、公表していません。	1)について 旧タイプの小便器に付属されている灰皿については、他の公園も含め現地確認のうえ撤去してまいります。 (担当:公園みどり室) 2)について 当該店舗に関しましては、状況を確認した上で、関係機関とも連携し、健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例に基づき対応を検討してまいります。 (担当:健康まちづくり室) 3)について 当該店舗に連絡し、喫煙目的店及び喫煙可能店に該当しないことを確認したため、禁煙又は喫煙専用室を設置するよう指導しました。また、掲示している標識についても除去するよう指導しました。 (担当:健康まちづくり室) 4)について 当該店舗に連絡し、大阪府受動喫煙防止条例により、従業員を雇用する飲食店は屋内禁煙に努める努力義務規定がある旨を説明し、協力を依頼しました。 (担当:健康まちづくり室) 5)について 当該施設に連絡し、特定屋外喫煙場所の外で喫煙することのないよう指導しました。 (担当:健康まちづくり室) 6)について 当該店舗に関しましては、現地及び管理権原者を確認の上、必要な対応を行ってまいります。 (担当:健康まちづくり室) 7)について 当該店舗に関しましては、現地及び管理権原者を確認の上、必要な対応を行ってまいります。 (担当:健康まちづくり室) 8)について 当該店舗に関しましては、現地及び管理権原者を確認の上、必要な対応を行ってまいります。 (担当:健康まちづくり室)	健康まちづくり室 公園みどり室	R7.4.21	R7.5.1

令和7年度（2025年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
3	環境部 事業課への提言	本日4/23佐竹台5丁目「燃焼ごみ」収集日でしたが、通常9時05分委託業者の収集に3分程度搬出が遅れ、40メートル離れた佐竹台6丁目直営収集の場所で収集待機していました。 通常とおり9時30分過ぎ直営車両(2名)が作業開始したため、50Lごみ袋1個を車両に投入したところ作業員が投入した袋を取だし「区域外で収集できない」むね返却しようとした。 指導されている早朝ごみ出に遅れた事実の説明しました「特別に収集する」と話され搬出できました。 庁内ルールで色々あると考えますが「市民サービス」で改善してください、職員が気の毒です。	お問い合わせの件につきまして、収集担当区域外からのごみは排出場所の特定が困難なこと、また市外からの持ち込み等を防止するため、普段出されている場所以外からは、ごみの収集は行っておりません。 また、ごみは収集日の午前8時までに、所定の場所に排出してください。ご協力をお願いいたします。 なお、収集車両にごみを直接投入することは、大変危険です。怪我をする恐れがあるため、ご遠慮ください。 今後ともご理解、ご協力の程よろしく申し上げます。	事業課	R7.4.24	R7.5.2
4	岸辺駅周辺の駐輪について	JR岸辺駅における駐輪場の待ち台数は把握されているのでしょうか。予約を取ろうと思っても1年ほどは待つとのこと。JRの利便性は良く通勤通学で長く利用される方が多くなかなか空きません。〇〇内の駐輪代は高すぎます。他の施設と同等にすべきです。管理人がいない間に無賃で駐輪されていますよ。 駅南側の開発を長期間行うのであれば、まず一時的でもいいので一部のスペースを駐輪場用の場所として空けてください。広大な土地の開発において、全てをフェンスで覆う必要はありますか？一部解放して市民の悩みを早急に解決しながら新たな開発を行っていただきたいです。大型施設を建てて利益を重視しすぎず、大前提に今住んでいる市民の日々の生活に根ざした計画をしてください。 より快適に利用できる為にも、よろしくお願いします。	JR岸辺駅周辺の自転車駐車場における定期利用の待機数につきましては概ね把握しております。近年、周辺の共同住宅の増加や、自転車の大大型化に伴い、各自転車駐車場の定数が少なくなっていることから定期利用の待機数が増加していると考えられ、利用者の方々には御迷惑をお掛けしております。 なお、駅南側の開発に伴い、(公財)自転車駐車場整備センターが運営する岸辺駅東自転車駐車場を移設する必要がありますが、一時的に仮設を設置し自転車駐車場利用を継続できるよう関係者と協議を進めております。 お手数お掛けしますがよろしくをお願いいたします。	総務交通室	R7.4.30	R7.5.7
5	千里北公園の水遠池の南西の小道のバリアフリー法適合状況について5	〈質問5〉「簡易的な工事」について 水遠池の護岸改修工事は「簡易な工事」ではないとのご回答でした。それであれば、バリアフリー基準に適合させる義務が発生していたことになります。しかし、実際にはバリアフリー対応がなされませんでした。 これは法律違反と見なせます。誰が、いつ、どのように責任を取るのか、ご説明ください。 〈質問6〉公園のバリアフリーの義務について ＞出入口は特定公園施設ではなく こちらから国交省に問い合わせ、4月16日に「都市公園の出入口は特定公園施設に当たります」という回答を得ています。メールを印刷して提出できます。もしくは、市において国土交通省から取得した文書をご提示ください。 ＞すべての出入口と主要な公園施設を結ぶ園路は特定公園施設でなく この文章は文法的に複数の解釈が可能であり、内容が不明瞭です。例えば「すべて」がどこに係っているのか不明です。すべての出入口と園路が該当しないのか、一部なら該当するのか、ではどれが該当するのか、この文章では不明です。 どの解釈にしても、「特定公園施設としては、具体的には、都市公園の出入口及び駐車場と主要な公園施設間の経路を構成する園路及び広場」(ガイドライン p.22)との整合性が取れません。 ＞起点となる出入口から主要な公園施設までの経路を1以上移動円滑化しておく 出入口が複数ある場合、「起点」がどの出入口を指すのか不明です。出入口に「ここが起点である」という定義はありません。これは前回の質問でも指摘しております。 これらの回答は意味が不明瞭かつガイドラインと矛盾するため、説明になっておりません。明瞭でガイドラインと矛盾しない回答をお願いいたします。 ＞ただし、高齢者、障害者等が多様な利用ができるよう、可能な限り移動等円滑化園路を複数確保していただく方が望ましい。 この点について、今までの吹田市の対応は努力義務ですら「義務ではないからやらなくていい」というものであり、ガイドラインを守っているとは言えません。	(質問5)「簡易的な工事」について これまでも回答させていただいており、当該園路の不陸整正は、附帯工事の主たる内容ではなかったことから、今後、当該園路の改築整備を行う際には、本市で都市公園移動等円滑化基準に適合するよう検討してまいります。 (質問6)公園のバリアフリーの義務について (質問6-1) ＞出入口は特定公園施設ではなく こちらから国交省に問い合わせ、4月16日に「都市公園の出入口は特定公園施設に当たります」という回答を得ています。メールを印刷して提出できます。もしくは、市において国土交通省から取得した文書をご提示ください。 (回答6-1) 【国土交通省への質問】 ガイドラインP.32中段部分(出入口及び駐車場から特定公園施設及び～(中略)～移動等円滑化することが望ましい。)の解釈について、公園の出入口が複数ある場合においては、各出入口の経路から特定公園施設及び、主要な公園施設」を結ぶ少なくとも1本以上の(最も一般的な)経路を移動等円滑化する必要があるという認識で良いでしょうか。 例えば、出入口a,b、主要な公園施設Aがあった場合、a-A間を結ぶ経路のうち1本以上と、b-A間を結ぶ経路のうち1本以上は移動等円滑化が必要と有るということでしょうか。(a-A間の経路が移動等円滑化できていれば、b-A間の経路は移動等円滑化の必要はないということではないですよね?) 【国土交通省の回答】 起点となる出入口から主要な公園施設までの経路を1以上移動等円滑化しておく必要があると考えます。 ただし、高齢者、障害者等が多様な利用ができるよう、可能な限り移動等円滑化園路を複数確保していただく方が望ましいです。 ＜参考＞ 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】(P34～P35) (質問6-2) ＞すべての出入口と主要な公園施設を結ぶ園路は特定公園施設でなく この文章は文法的に複数の解釈が可能であり、内容が不明瞭です。例えば「すべて」がどこに係っているのか不明です。すべての出入口と園路が該当しないのか、一部なら該当するのか、ではどれが該当するのか、この文章では不明です。 どの解釈にしても、「特定公園施設としては、具体的には、都市公園の出入口及び駐車場と主要な公園施設間の経路を構成する園路及び広場」(ガイドライン p.22)との整合性が取れません。 ＞起点となる出入口から主要な公園施設までの経路を1以上移動円滑化しておく 出入口が複数ある場合、「起点」がどの出入口を指すのか不明です。出入口に「ここが起点である」という定義はありません。これは前回の質問でも指摘しております。 これらの回答は意味が不明瞭かつガイドラインと矛盾するため、説明になっておりません。明瞭でガイドラインと矛盾しない回答をお願いいたします。 (回答6-2) 「すべての出入口」と「主要な公園施設」を結ぶ「園路」は特定公園施設ではなく、「起点となる出入口」から「主要な公園施設」までの「経路」を1以上移動円滑化しておく必要があると認識しています。(国土交通省の回答をご参照ください。) また、「起点となる出入口」は公園管理者が設けるものと認識しております。 (質問6-3) ＞ただし、高齢者、障害者等が多様な利用ができるよう、可能な限り移動等円滑化園路を複数確保していただく方が望ましい。 この点について、今までの吹田市の対応は努力義務ですら「義務ではないからやらなくていい」というものであり、ガイドラインを守っているとは言えません。 (回答6-3) 「義務でない＝やらなくていい」という考え方はガイドラインの趣旨ではないと認識しています。現状、バリアフリー化はできていませんが、可能な限り移動等円滑化園路を複数確保する方が望ましいとものと認識しています。	公園みどり室	R7.4.28	R7.5.12

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
6	マイナンバーカードの住所変更について	要望要約 ①マイナンバーカードの住所変更手続きにリソースを注入すべき ②転入手続き⇒マイナンバーカード住所変更手続きの際の予想所要時間、待ち人数が確認できるアプリ・ツールを導入すべき 転入の住所変更手続きを吹田市役所にて4/28に行いました。 11時頃に整理番号発券して13時半に窓口で手続きを行い、その後、マイナンバーの手続きがあるため手続き操作待ち番号札を渡され、「時間がかかるので外出してもらっても構わない」と告げられました。 社会通念上、念押しされない限り待ち時間は1時間と想定し15時前に吹田市役所で再度、呼出を待っていました。が、17時になっても呼ばれることはなく、この意見書を記入します。 改善点としては待ち時間をツールなどを使用して具体的に示す必要があるということと、手続き窓口は見る限り2ブースで、対応ブースを増やすべきだと考えます。	この度は市民課窓口において長時間お待たせし、大変申し訳ございませんでした。 御来庁いただいた日はゴールデンウィーク期間中にお引越される方の届出が多く、窓口受付後の住民票入力及びマイナンバーカードの住所変更手続きまでに長時間お待たせすることとなってしまいました。 窓口受付後の待ち時間につきましては、その日の届出数、届出の内容によって変動することから、算出することが難しく、待ち時間の目安を明確にお示しするには至っていない状況です。 また、混雑緩和に向けた対策として、混雑時にはブースを増設する等の対応を行っておりますが、長時間の待ち時間の解消に至っていない日がございます。いただきました御意見も踏まえまして、今後も更なる業務改善を進めてまいります。 よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。	市民課	R7.4.28	R7.5.12
7	マイナンバーカードの住所変更について	発生している問題点 13時半に転入手続きを済まして、マイナンバーの変更手続きが18時50分になっても窓口で呼ばれず、多大な待ち時間が生じていることについて 指摘 市民課を管轄しているマネジメント層はこの問題を把握しているのか 17時半に以降になると特定の職員のみが残業している。 窓口を担当している眼鏡の職員の方が長時間窓口対応をしており、職場環境として問題がある。 マイナンバーカードという最高クラスの個人情報、預かっているにもかかわらず手続きの目安時間も提示できないというサービスレベルの低さ ※もし、住民が待てずに帰ってしまった場合、どうするのか？	この度は市民課窓口において長時間お待たせし、大変申し訳ございませんでした。 御来庁いただいた日はゴールデンウィーク期間中にお引越される方の届出が多く、窓口受付後の住民票入力及びマイナンバーカードの住所変更手続きまでに長時間お待たせすることとなってしまいました。 窓口受付後の待ち時間につきましては、その日の届出数、届出の内容によって変動することから、算出することが難しく、待ち時間の目安を明確にお示しするには至っていない状況です。 また、混雑緩和に向けた対策として、混雑時にはブースを増設する等の対応を行っておりますが、長時間の待ち時間の解消に至っていない日がございます。いただきました御意見も踏まえまして、今後も更なる業務改善を進めてまいります。 よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。	市民課	R7.4.30	R7.5.12
8	吹田市千里丘西にある徳洲会病院すぐ近くの押しボタン信号について	件名の件、信号無視が多すぎます。何度もぶつかりかけました。 北側南側来る車、どちらも信号無視だらけです。この1ヶ月で10回以上無視に合っています。 子供もよく使う信号で、かつ見通しが悪いので子供は青になったら渡ってしまいます。 予告信号をつけるか、道路に大きく目立つように信号無視しないよう書くか、看板をたてるか、何かしら対策をお願いします。 信号を守っている車の方が少ないです。 警察が隠れて違反見つけようとしたらすぐに捕まえられます。むしろ取り締まりをしてほしいです。 また徳洲会病院から左折する車も、警備員がいない時は大体信号無視です。	ご要望頂きました内容につきましては、予告信号等の設置や取締りについて吹田警察署に要望いたします。 併せて、停止線及び横断歩道が消えかかっており、視認性が悪いため塗り直しについても要望いたします。	総務交通室	R7.4.25	R7.5.13

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
9	せせらぎの道のスロープと手すりを使った スケボーの件	いつもお世話になっております。 せせらぎの道(総合運動場前のあたり)にあるスロープと手すりを使って、スケボー遊びをしている人がいます。4月末頃の土日の夕方は子ども2人組でスケボー、4月末頃の平日の夕方と5月4日の16時頃は親子のような2人組で片方はスケボー、もう片方はその動画撮影をしていました。 スケボーでジャンプしてスロープの上を滑っていて、失敗すると手すりにスケボーを叩きつけるのですごい音が響きます。 以前(2年くらい前)は手すりにスケボー禁止のラミネートのポスターがくくりつけてありスケボーがおさまったのですが今はそのポスターもなくスケボーをする人が出てきてしまいました。お年寄りがその手すりを使っているのを散歩中によく見かけるのでスケボーで傷ついたり壊れたりしたら危ないですし、そもそもスケボーが歩行者の邪魔になっています。 公道でのスケボーの全面禁止を広く呼びかけ、ポスター作成や見回り、カメラの設置などしていただきたいです。	本件につきまして、現地を確認させていただき、手すりが傷ついており、啓発看板を設置いたしました。 また、道路上におけるスケートボードを行う行為は道路交通法違反となりますので、警察に情報提供を行わせていただきます。 ご理解のほどよろしくお願いいたします。	道路室	R7.5.7	R7.5.13
10	せせらぎの道のスロープと手すりを使った スケボーの件(今日もやっています)	送信LogNo 344、5月4日にも投稿した者です。 総合運動場前のせせらぎの道の階段と手すりですケボーをしている2人組が今日(5月8日)15時すぎからまた来ていました。 一番総合運動場に近い通路(高いところ)で行っており、通行量が多いのにスピードを出して助走をつけて階段から滑り降りたり手すりの上を滑ったりしていて通行の妨げとなっています。時々失敗しているのも見たので通行中にボードが急に飛んできても怖いです。 またボードが滑る音・地面に着地する音が周辺のマンションが壁となつてなおさら響いてゴロゴロゴロゴロ…ガシャーン！！という大きな音が繰り返し出ています。 平日のこの時間ということと見た目から小学生や中学生くらいに見えます。学校でも指導していただけないでしょうか。公道でのスケボーの全面禁止を広く呼びかけ、ポスター作成や見回り、カメラの設置などもしていただきたいです。	本件につきまして、現地を確認させていただき、手すりが傷ついており、啓発看板を設置いたしました。 また、道路上におけるスケートボードを行う行為は道路交通法違反となりますので、警察に情報提供を行わせていただきます。 ご理解のほどよろしくお願いいたします。	道路室	R7.5.8	R7.5.13
11	C18。5月18日に開催の「WFPウォーク・ザ・ワールド」について、市HPに掲載を要望。	WFPウォーク・ザ・ワールド for アフリカ は、アフリカの子どもたちの飢餓をなくすために、国連WFP協会が開催するチャリティーウォークです。 ・万博記念公園で5月18日(日)に行われ、吹田市は後援されており、後藤吹田市長様も行かれます(昨年も)。ウォーキングは5Kmと8Kmのコースで、1,800人が参加。申し込みは3月14日から、4月20日に募集定員に達したので、今年は無理ですが、来年には市HPへの掲出をお願いします。 ・5月の行楽時期でもあり、ウォーキングと公園内の自然に触れ、バラや花しょうぶの見ごろを楽しんで、体と心の健康にも良いと思います。 ⇒添付画像C18。「WFPウォーク・ザ・ワールド」万博公園 ⇒添付画像C18。「WFPウォーク・ザ・ワールド」コース案内図 ⇒添付画像C18。「WFPウォーク・ザ・ワールド」2024年の画像。後藤市長の挨拶。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	令和7年5月11日に本市HPの市民の声から頂きました、御意見に対して回答いたします。 当室では、本市が主催する事業及び共催する事業、もしくは参加に市民優先枠がある等のイベントについてHP掲載を行っております。 この度御意見を頂きました本イベントは、後援事業として位置付けておりますので、HP掲載は現在考えておりません。 上記のこと、御了承いただけますと幸いです。	文化スポーツ推進室	R7.5.12	R7.5.14

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
12	C15。「大阪府子ども(子育て世帯)に対する食費支援事業」について市民に周知が必要。	大阪府が、4月14日付けで「大阪府子ども(子育て世帯)に対する食費支援事業(第4弾)」についてHPにて周知されており、他市ではHPにて周知がされています。 ・吹田市のHPで、検索しましたが、ヒットしませんでした。 1)「登録店舗募集開始！」募集期間: 令和7年4月4日(金曜日)～令和7年5月9日(金曜日) ⇒添付画像C15。大阪府子ども(子育て世帯)に対する食費支援事業-1。事業者募集 2)「対象者、申請期間、使用期限」 ※ 5,000円から7,000円に増額。 ⇒添付画像C15。大阪府子ども(子育て世帯)に対する食費支援事業-2。 ※1: 物価高騰の影響が長期化している中、特に食料品の高騰により家計負担が増大しており、とりわけ子育て世帯においては、家計に占める食費の割合が大きく、その影響を強く受けている状況を踏まえ、大阪府のすべての子どもたちに、米またはその他食料品を給付いたします。 ※2: [対象者]: 18歳以下の子ども。妊娠している者。 ※3: [申請期間]: 令和7年6月2日(月曜日)～令和7年9月1日(月曜日) ※4: [使用期限]: 令和7年11月30日(日曜日)まで ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	この度は貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。 ホームページでの周知につきましては、「子育て・教育」の「子育て施策」のページにて、関連情報として大阪府ホームページへの外部リンクを掲載しています。 また、その他の広報としましても、市報すいた7月号において掲載を予定しており、引き続き広く対象者の方へ周知するよう努めてまいります。	子育て政策室	R7.4.28	R7.5.15
13	学生の自習スペースの拡充について	市内の中高生の自習スペースを拡充してほしいです。 市内に在住の学生が利用しやすい場所を開放していただけないでしょうか。 学校教員の職場環境改善も進んでおり、学校での自習時間も限られてきています。 現在は中央図書館、ゆいぴあ等の自習スペースがありますが、場所的に限られた学生が利用する状況にあると思います。市内のどこに住んでも、学生が徒歩や自転車で通いやすい場所を開放していただけるとありがたいです。 子育て支援の一つとして前向きに検討をお願いします。	本市では、子供の居場所づくりのための取組として、学校の夏期及び冬期休業期間中に、市内の公共施設の貸室等を活用し、自習室を開設しております。昨年は、市内43の公共施設で自習室を開設しました。 まずは、より多くの子供に利用していただけるよう、さらなる開設場所の確保に努めてまいります。	子育て政策室	R7.5.2	R7.5.15
14	樹木葬に関する意見	神戸市は、2025年度に「樹林葬墓地」を整備予定です。 吹田市も、市内に「樹木葬の墓地」を整備して下さい。 大阪府と連携して、「万博記念公園」に整備して欲しいです。	万博記念公園内に樹林葬墓地の整備をして欲しいとのご意見をいただき、ありがとうございます。 以前いただきましたご意見の回答と同じになりますが、万博記念公園につきましては、日本万国博覧会の成功を記念することを目的に、万博会場跡地を一体として保有し、緑に包まれた文化公園として整備して、現在は大阪府が管理しています。平成23年(2011年)3月には、吹田市が都市計画法に基づく特別用途地区(条例により、娯楽・レクリエーション地区)に指定しているため、現時点では公園への墓地の設置は考えておりません。 吹田市有墓地におきましても墓じまいの件数が増加傾向にあるため、合葬墓等これからのニーズにあわせた墓地の在り方について考えてまいります。	環境政策室	R7.5.7	R7.5.15

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
15	片山公園の施設の件	片山公園のバラ園の花を楽しんでいます。関係者に感謝しています。 花名の標識が、かなりの数、壊れています。 以前もお願いしましたが、担当者の方は、現認されているのか、いつ改善の予定か、教えてください。 また、トイレの建て替えは、いつの予定か、教えてください。 他の公園では、建て替えがっていますが、片山公園は、いつまで待てば良いのか教えてください。	片山公園のバラ園の花名板については、これまでも要望いただいていたかと存じますが、現場を確認し、破損や欠損しているものが見受けられますので可能な範囲で補修する予定です。 市内のトイレ整備につきましては、老朽化の状況やバリアフリー化されていないトイレから順次更新等を計画的に行っております。 片山公園のトイレは平成6年(1994年)に設置されており、市内に58箇所あるトイレのうち14番目に古いトイレになりますが、多目的トイレも設置されており、また、令和2年には便器の洋式化も行われております。建て替えの時期につきましては、施設の老朽状況を注視しながらではありますが10年前後かと考えております。	公園みどり室	R7.5.7	R7.5.15
16	C19。「熱中症対策」および「暑熱順化」について、市民・関係者に周知が必要。	1)[熱中症] TVでは気温30℃の地域報道もあり、また5月11日に万博会場で、熱中症が疑われる方の救急搬送報道がありました。吹田市の2週間天気予報(5月14日～5月27日迄)では、連日夏日が続きます。 ⇒添付画像C19。2週間天気予報では連日夏日 ・吹田市を除く北摂6市の内、豊中市・池田市・箕面市・茨木市・高槻市は、既に各市のHPに掲出で市民に今年の注意喚起をされています。 [参考] 吹田市HPでの熱中症関連 ⇒添付画像C19。2月18日に高齢者をサポートする方へ向けた熱中症対策ハンドブック。 ⇒添付画像C19。市消防本部HP。⇒熱中症についての項目が見当たりません。 2)[暑熱順化] ・大阪府が、4月25日付けで「こわいんやで熱中症」。体を暑さに慣らす「暑熱順化」についてHPに掲出をされています。ネットのニュースでも取り上げられています。 ⇒添付画像C19。大阪府の熱中症HP。「暑熱順化」 ⇒吹田市のHPで、「暑熱順化」を検索しても、議事録内での記載のみであり、市民への周知が出ていないと思います。 3)[総合] Q1:過去、R5年8月7日 および R6年6月3日にも、投稿しており、投稿後の対応になっている事から、令和6年4月より気候変動適応法で「熱中症特別警戒アラート」が今年は、4月 23日から運用開始に併せて市民に周知が必要と思います。 ⇒添付画像C19。熱中症-R5年8月7日投稿 ⇒添付画像C19。熱中症-R6年6月3日投稿 Q2:市民への熱中症対策について、総合的に統括される部署(危機管理室・環境政策室・消防)はどこですか?。市民及び関係者が使い易いように、部門間の連携が必要。 Q3:後藤吹田市長様は、3月3日に【WEB】環境省熱中症対策推進検討会に参加されましたが、関係者にどのような指示を出されましたか?。 Q4:西宮市消防局HPに「熱中症による救急搬送者数(令和7年5月1日～)推移グラフ」が有り、危険予知をするのに役立ちそうです。 ⇒添付画像C19。西宮市消防局HP「熱中症による救急搬送者数グラフ」 Q5:吹田市の屋外イベント開催のサイトには、熱中症の注意喚起の文言が有れば良いと思います。 Q6:暑さ指数(WBGT)を測定できる測定器が有ったように思いますが、関係先には配備されているのでしょうか? ※広報課および人事室に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	いただきました件について、回答させていただきます。 貴重なご意見ありがとうございました。 熱中症対策については環境部が中心に取組を推進しており、市長から効果的かつ効率的に取り組むよう従前から指示を受けています。 また、暑さ指数(WBGT)を測定できる測定器は必要な関係部署に設置しています。 今後も、さらに関係部署が連携を図り熱中症対策に取り組ませていただきます。	環境政策室	R7.5.14	R7.5.16

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
17	C14.「大阪・関西万博の入場チケット配布の情報周知」について速やかに願います。	大阪・関西万博が始まって2週間が経過。TV・新聞・ネットで連日報道がされており、土・日曜日などは、子供と一緒に家族連れが多いとの報道も…。 ・大阪府が無料招待について早くに発表されている事もあり、街では、万博の話題が増えてきている中で、吹田市からの情報が聞こえてきません。 [市内の街の声(伝聞情報)] ・吹田市は、いつチケットを配布してくれるんやろ。梅雨時期や夏の暑い時期を避けて、5月に行きたいのに。 ・うちの子供(高校生)は、友達同士で行こうか…と言っている。 ・大阪学院高校や春日丘高校は、学校行事として行きたい。 ・うち(私)のスマホには、「学校から、チケットが4月18日に届く予定…のメールがあった」の声が。 ⇒添付画像C14。大阪・関西万博。4月26日。家族連れ ⇒添付画像C14。大阪・関西万博。4月27日。家族連れ ⇒添付画像C14。大阪・関西万博。4月27日。巨大ガンダムと記念撮影 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	平素より、本市教育行政に御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。 この度、令和7年4月28日付、「大阪・関西万博の入場チケット配布の情報周知」についてのお問合せいただいた件につきまして、回答が遅くなり、大変申し訳ありませんでした。本件について、吹田市教育委員会より回答させていただきます。 「子ども招待1日券のチケット」につきましては、大阪府教育庁より、4月28日(月)以降、順次直接、学校に届いており、各学校から児童生徒を通じて、すでに各家庭に配付されております。	学校教育室	R7.4.28	R7.5.20
18	都市計画部 計画調整室 市街地再開発担当の吹田市自治基本条例違反	北千里まちづくり意見交換会について、市民の声で4月2日に指摘・質問を送信しましたが、4月16日に都市計画部 計画調整室 市街地再開発担当から来た返信では、それに対して直接回答しておりません。 これは吹田市自治基本条例の以下の部分に明確に反します。 ・第4条 1 市民は、等しく尊重されること。 ・第5条 1 情報共有の原則 市民及び市は、市政に関する情報を共有すること。 3 協働の原則 市民及び市は、相互理解と信頼関係を深め、協働すること。 ・第14条 職員は、市民の立場に立ち、創意工夫し、公正、誠実かつ効率的に職務の遂行に努めなければなりません。 ●質問 1. 吹田市自治基本条例に罰則はないと思いますが、違反した場合に通常はどう対処するのか教えてください。 2. 今回の市街地再開発担当の対応にどう対処するのか教えてください。 これは都市計画部ではなく、吹田市自治基本条例を担当する部署に回してください。 もし吹田市自治基本条例に違反しないとおっしゃるのであれば、回答しないことがなぜ違反ではないのかを具体的に教えてください。	1について 御推察のとおり、自治基本条例(以下、条例といいます。)に罰則規定はございません。本市では事業実施室課が、事業の様々な特性を鑑み、市民の方との程度情報共有を図るべきか、協働すべきか等を決定のうえ事業を進めており、この過程において条例の適合についても事業実施室課が最終判断するものとなっております。 よって、条例担当がどう対処するかについては、条例担当は条例適合について判断、指導、監督する権限を有さないため対処する立場にありません。 2について 回答1でお答えしましたとおり、北千里まちづくり意見交換会への〇〇様の御意見に対する計画調整室の回答について、条例第4条、第5条、第14条への適合については、事業実施室課が最終判断するものとなります。したがって、回答1と同様に、条例担当としまして対処する立場にありません。 なお、「もし吹田市自治基本条例に違反しないとおっしゃるのであれば、回答しないことがなぜ違反ではないのかを具体的に教えてください。」という御質問については回答しないことにおける条例適合の最終判断は、事業実施室課により行うものであるため条例担当において見解を述べる立場にありません。	市民自治推進室	R7.5.7	R7.5.20

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
19	C13-2。「固定資産課税台帳の閲覧・縦覧帳簿の縦覧」について、市HPにて周知が必要。	4月19日に投稿⇒4月30日に吹田市の資産税課から回答を頂きましたが、疑問が有ります。 [4/30-市回答]: 2024 年3月 27 日から掲載内容について、変更点がなかったことから、ページの更新を行っておりませんが、更新日以後も引き続き本市ホームページに掲載中です。 Q: 吹田市が常々言っておられる“NATs”の西宮市・尼崎市・豊中市そして中核市の枚方市では、各市のHPに掲載がされております。 ⇒吹田市に於いても、市HPに掲載が必要と思います。 ※吹田市の人口が、1年前に比べて 1,421人増加。世帯数は、2,417世帯増加しており、今年に固定資産税を新たに納付される方がおられることから、“閲覧・縦覧の制度”が有る事の周知が必要と思います。	平素は本市税務行政に格別の御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。 さて、令和7年5月13日付けでいただきました市民の声「C13-2.「固定資産課税台帳の閲覧・縦覧帳簿の縦覧」について、市HPにて周知が必要。」について、回答いたします。 御指摘の固定資産税課税台帳の閲覧・縦覧帳簿の縦覧のページにつきましては、前回更新時から現在まで継続して本市ホームページに掲載しております。 また、より多くの方に御覧いただけるようにホームページのトップページの新着情報欄に掲載させていただきました。	資産税課	R7.5.13	R7.5.20
20	C16. 市HP掲出の「消費者のつどい」のタイトルについて提言。	市HPの5月1日に掲出された標題のタイトルでは、集まって何をするの?。市民は集いのイメージが沸きません。HPを見られた方は、スルーされそうな予感。 ・市民の消費行動には、多くの場面が有ります。日常生活、物品の購入ではネット通販・店舗での購入、趣味・娯楽、旅行・レジャー……。 ⇒添付画像C16。「消費者のつどい」新着情報 1) 市民総務室は、表題のタイトルに具体的な内容の補記で、市民に関心を持つて頂き、多くの参加者を募る。そして吹田市はこんな事に取り組んでいます…のPRで市のイメージアップを。 [仮(案)]: 消費者のつどい「地球温暖化と私たちの暮らし」参加者募集 [5月24日(土曜日)]【要申込】 2) 広報課への要望。 ・「ホームページ運用ガイドライン」が制定されている事から、アドバイスを願う。&再徹底願います。 ※今回の件は、R5年4月24日にも同じ内容で投稿しております。確認されたし。 ※人事室に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	市HP掲出の「消費者のつどい」のタイトルについて提言、についてホームページの「消費者のつどい」のタイトルについては、御助言いただきました、「消費者のつどい(講座)「地球温暖化と私たちの暮らし」参加者募集 [5月24日(土曜日)]【要申込】とし、再掲いたしました。御指摘いただきありがとうございます。 (担当: 市民総務室) 「ホームページ運用ガイドライン」が制定されている事から、アドバイスを願う。再徹底願います、について当該タイトルのページにつきましては、担当に対してタイトルの助言を行っております。 (担当: 広報課)	市民総務室 広報課	R7.5.12	R7.5.21

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
21	C17。市HP掲出の「消費生活展」のタイトルについて改善提言。	市HPの5月1日に掲出された標題のタイトルでは、市民は消費生活って色々な場面があり、何を展示されるのか…。イメージが沸きません。 ⇒添付画像C17。「消費生活展」新着情報 1) 市民総務室は、タイトルに具体的な内容を補記して市民に関心を持って頂き、行ってみよかと思って多くの参加者を募る。そして吹田市はこんなことに取組んでいます…のPRで市のイメージアップを。 ⇒[仮(案)]「消費生活展; 特殊詐欺や悪質商法の被害防止のための展示。5月24日(土)～5月30日(金)」千里ニュータウンプラザ ※吹田市の特殊詐欺の昨年2024年の件数は、2023年よりも増加している事から、具体的なタイトルで被害の減少に取組む吹田市の姿勢が必要。 [参考] 提言のイメージは、以前、「平和祈念資料館の平和映画会」のタイトルでしたが、「タイトルに上映作品名を補記されたら…」の提言後、作品名が補記されて分かり易くなりました。 2) HPに掲出に際して、上司の決裁を受けておられますのでしょうか？。 3) 広報課への要望。 ・「ホームページ運用ガイドライン」が制定されている事から、市民総務室にアドバイスを願う。&再徹底願います。 ※今回の件は、R5年4月24日にも同じ内容で投稿しております。確認されたし。 ※「安心安全の都市づくり」の所管部署である危機管理室に供覧を願います。 ※人事室に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	市HP掲出の「消費者のつどい」のタイトルについて提言、についてホームページの「消費生活展」のタイトルについては、御助言いただきました、「消費生活展; 特殊詐欺や悪質商法の被害防止のための展示。5月24日(土)～5月30日(金)」千里ニュータウンプラザとし、再掲いたしました。御指摘いただきありがとうございます。 (担当: 市民総務室) HPに掲出に際して、上司の決裁を受けているか、についてHPに掲出に際しては、上席の決裁を受けております。 (担当: 市民総務室) 「ホームページ運用ガイドライン」が制定されている事から、アドバイスを願う。再徹底願います、について当該タイトルのページにつきましては、担当に対してタイトルの助言を行っております。 (担当: 広報課)	市民総務室 広報課	R7.5.12	R7.5.21

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
22	C20. 国の「第十二回特別弔慰金が支給されます」について、市HPで関係者に周知が必要。	政府「特別弔慰金は、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔意の意を表すため、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき支給されるものです。 ・標題について、市HPで検索しましたが、ヒットしませんでした。 ・摂津市のHP・新着情報に、4月9日に掲出されていました。 ⇒添付画像C20。摂津市。戦没者。第十二回特別弔慰金 ・吹田市には、吹田市有の軍人墓地があり、また垂水墓地には、戦没者特有の墓石が見られる(他の墓地は、未確認)ことから、関係者への周知が必要と考えます。 ⇒添付画像C20。吹田市の軍人墓地 ・“戦没者”で市HPで検索したところ、市報の3月号に掲載がされていましたが、市HPに掲出されていないことから、周知が出来ているとは思えません。 ⇒添付画像C20。吹田市報3月号。戦没者特別弔慰金 ※市報では、文字数に制約があり、情報が少ないです。⇒支給内容(一時金では無く5年償還の国債)、請求期間(令和7年4月1日(火曜日)から令和10年3月31日(金曜日)まで)などが記載無し。 ⇒吹田市報の閲覧状況について、バス停で8人の方(45～65歳のご婦人)に訊いたところ、全員の回答は、「パラパラとめくって自身に関係のある頁しか見ません」…でした。⇒市HPでも周知が必要。 ※市広報課は「市報に目を通して市民の割合は約8割という結果が出ている」の記述が別サイトに有りますが、サンプリングによる市民意識調査の結果であり、後期高齢者・若年層ならびに市民・世帯全員が目を通しておられるとは思えません。 ⇒私自身は、市報を見ても詳細は市HPであることから市報は殆ど見ません。加えて共働きで子育て世代の方は、園児の送迎、日常の買い物、仕事、お弁当作り等、忙しい中で市民の約8割が市報の全ての頁に目を通しておられるとは思えません。 ※広報課に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	平素は本市行政に御理解を賜り誠にありがとうございます。 市民の声での「第12回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」に関するお問い合わせにつきまして、以下のとおり回答させていただきます。 御指摘いただいた通り、メールを拝受した令和7年5月17日(土)時点で本件につきましてホームページでの掲載は行っておりませんでした。 吹田市では市報すいた3月号への掲載を行っておりますが、この度の御指摘を受けまして、市ホームページに新たに「第12回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の申請について」と題して掲載を行いました。 この度の市ホームページでの周知と併せて今後も定期的に広報していく予定にしております。 この度は御指摘いただきありがとうございました。 今後ともよろしくお願いいたします。	生活福祉室	R7.5.19	R7.5.21
23	図書館運営方針の改訂中止要請	図書館ホームページ内にある図書館運営方針(図書館HP→図書館運営→吹田市立図書館運営方針)の2項目にQ&A形式で次の文言がある。 Q:知りたいことは何ですか A:吹田市立図書館は、あなたの疑問に必ず答えます。 ここでこの「疑問」の範囲について運営方針に対する疑問は含まれるかと中央図書館に問い合わせたところ、運営方針に対する事項は含まれず本や資料に関することであるとの回答であった。 図書館の言う「狭義の疑問」は運営方針に但し書きもしていないと言うと次回の改訂でこの旨を表現するとのことであった。 仮にこの改訂が実現するとPDCAサイクルからみて図書館運営に問題があると市民が認識してもその意見は図書館として拒否することができる。 このような事態は図書館運営として避けるべきことと考え、図書館に対して次の2点を要請する。 1. 前述の改訂は中止する。 2. 図書館要員へ「疑問」の解釈は現行の狭義ではなく図書館運営に対する疑問も受け入れるよう周知する。	図書館ホームページに掲載している、「あなたの疑問に必ず答えます」の文言についてですが、こちらは資料に関する御案内など、市立図書館が提供するサービスを意味しており、図書館運営に関する御質問すべてを対象としたものではございません。 一般的な文脈では十分御理解いただける内容と考えておりますが、5月16日のお電話の中で、〇〇様から誤解の可能性について御意見を頂戴したため、掲載の仕方について検討する旨を申し上げた次第です。 図書館運営方針の内容の改訂は予定しておりません。以上、何卒御理解賜りますようお願い申し上げます。	中央図書館	R7.5.19	R7.5.23

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
24	C19-2。「熱中症対策」および「暑熱順化」について、市民・関係者に周知が必要。	【“罰則付き”熱中症対策 義務化】…5月15日のテレビ朝日系報道記事から抜粋転載。 ・熱中症に特に注意が必要なのは、建設業や製造業、運送業など屋外の仕事です。熱中症を早期に発見し、重篤化を防止するため、6月1日から職場における熱中症対策が義務になります。 ・某企業は。リアルタイムで状況を把握し、現場の危険を“見過ごさない”仕組みを。誰が見ても分かるように啓発ポスターを貼り出し、休憩を多めにとったり、躊躇なく救急車を呼ぶよう、作業員たちに伝えています。 ⇒添付画像C19-2。熱中症-啓発ポスター掲示 ・建設現場で先駆けて運用されているのは、暑さ指数が危険に達するとランプで知らせる装置。 ・熱中症が疑われる人を早期に見つけ、医療機関に搬送するまでの手順を作成することも義務付けられます。 ・事業者が労働者の熱中症対策をきちんと管理しなかった場合は、50万円以下の罰金などが科されます。 ・堺市の某学校の体育祭は、今まで6月でしたが、今年は2週間前倒し開催。吹田市内の某小学校では、昨年6月1日に体育祭が行われていました。 ⇒(1) 吹田市は、市内の事業者への周知が必要と思います。 ⇒(2) 吹田市が発注している工事関係者の対応状況の現状把握および周知をされておかれたら良いと思います。 ⇒(3) 保育・幼稚園・学校関係も上記に準じた対応が必要だと思いますので、吹田市は確認をされておかれたら良いと思います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	市内の事業者への周知、吹田市が発注している工事関係者の対応状況の現状把握および周知について 貴重な意見ありがとうございました。 関係部署と連携・協力して熱中症予防に取り組んでまいります。 (担当:環境政策室) 保育・幼稚園・学校関係への対応について 本市の公立保育園等におきましては、毎年職員向けに熱中症に関する注意喚起を実施しており、看護師による救急時のマニュアルにつきましても整備をしております。 令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されることに伴い、市内公立保育園等に対して、厚生労働省作成のパンフレット等により周知を行うとともに、改めて熱中症を防止するための体制や手順の整備を行ってまいります。 (担当:保育幼稚園室) 教育委員会では、毎年5月に熱中症予防対策として、「熱中症予防のための運動指針」を作成し各学校に通知しています。 各校においては、その通知に基づき、校長を中心に学校全体で熱中症予防対策に取り組むことで、児童・生徒の健康管理を徹底し、より安全に授業や行事・クラブ活動が行えるようにしております。 また、各学校では、暑さを迎える前段階の時期から、学校だよりや保健だより等で、児童・生徒や保護者へ熱中症予防に関する注意喚起をお知らせしています。 今後も引き続き、学校における熱中症予防対策を徹底し、熱中症予防に取り組んでまいります。 (担当:保健給食室)	環境政策室 保育幼稚園室 保健給食室	R7.5.15	R7.5.27
25	メイシアター1階	メイシアター1階事務所前の入り口に1970年カナダ政府から寄贈された彫刻が展示されています。 かなり汚れていますし、彫刻の説明を付すなど、2025万博開催の節目でもありますし、綺麗に清掃するなどメンテナンスをお願いします。	この度は、吹田市文化会館(メイシアター)に関する御意見をいただき、ありがとうございます。 メイシアターにあるカナダ政府から寄贈された彫刻につきまして、汚れがあり、アクリルパネルが一部破損している状況でした。 いただいた御意見をもとに、今後彫刻の清掃を行い、アクリルパネルの交換を実施する予定です。 また、彫刻の説明についてですが、現在も彫刻の下部に銘板を設置しております。 今後も、皆様にメイシアターを気持ちよく御利用いただけるよう施設の維持管理に努めて参ります。	文化スポーツ推進室	R7.5.22	R7.5.27

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
26	万博学校不参加について	設計事務所を経営しています。(万博には参加していません) 3回ほど万博に入場しました。 多くの他府県からの小中高校生が会場に見受けられます。とても有意義な事です。 ボランティア活動として子供たちにスポーツを指導していますが聞けば学校からは行く予定がないとの事。確認すると安全の問題で不参加との事です。納得できる理由ではありません。 会場は医療、警察等が常駐、会場床は遮熱舗装で市街よりは気温が低く木のリング下は十分なスペースがあります。(メタンガス等は設計の立場からすると言い掛かりに近い) 子供たちにより多くの機会経験を与えてほしい。後藤市長是非再考を。	平素より、本市教育行政に御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。 この度、令和7年5月14日付、「万博学校不参加について」のお問合せいただいた件につきまして、吹田市教育委員会より回答させていただきます。 児童生徒の健康維持や安全確保の具体的な方策を、昨年7月以降、本市教育委員会から大阪府教育庁に対して確認してまいりましたが、特に、留意すべき児童生徒の昼食場所及び待機場所での熱中症対策や、安全に団体行動するための移動経路及び点呼・待機場所の確保が不十分であるという見解に至りました。子供たちが「2025年日本国際博覧会」に訪れる意義については認識するものの、今年度の行事計画を立てる本年1月初旬の時点で、学校行事として訪れることについては、残念ながら見合わせることにいたしました。 すでに各校では、今年度の学校行事の計画に沿って実施しているため、今後、この判断を変更することはございません。 しかしながら、大阪府教育庁から配付される「児童生徒個人のチケットID」が、開催期間中、ご家庭で活用できるように、大阪府教育庁から「児童生徒個人のチケットID」が学校に届いた時点で、速やかに児童生徒を通じて、各ご家庭に配付させていただいており、他室が作成した「吹田市からの出展・出演情報のチラシ等」を配付・周知させていただいております。 何卒ご理解の程よろしくお願いいたします。	学校教育室	R7.5.14	R7.5.28
27	市職員が罰則のない法令に違反した場合の対応	吹田市において、市職員が罰則のない法令に違反した・遵守義務を怠った場合、どのような処分を行うのか、どんな基準があるのかお教えてください。 例えば以下の場合にはどのような対応をするのかお教えてください。 ・バリアフリー法を遵守せずに公園の工事を行った場合 ・市職員が市民の参加する会議ですべき事務作業をせず、地方公務員法第30条「服務の根本基準」に違反する場合 また、実際に過去にそのようなケースがあった場合、市としてどのような対応を行ったのか(注意・訓告・文書指導等)、具体的な例があればお教えてください。	平素は本市行政に御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。 お尋ねいただきました例につきましては、個々の事案によって対応が異なるためお答えできかねますが、処分等の検討を要する事案につきましては、事案の内容を総合的に判断し、対応しております。	人事室	R7.5.19	R7.5.29
28	北千里駅のピアノ池付近での歩きタバコについて	5月14日19時45分頃、ピアノ池付近で上は白っぽい服に黒っぽいジャンパーのようなものを着た60〜80代くらいの男が北千里駅から藤白台三丁目に向かって歩きタバコをしていた。 また迷惑な歩きタバコ事案だ。暑くなっているからまた増えているだろう。 こんなにマナーやルールを守らない輩がどんどん出てきているので迷惑喫煙防止を徹底してほしい。 私はペットを連れていたのですごく迷惑だった。ペットにとってタバコの煙は殺人レベルですよ！ 回答はメールのみでお願いします。	ご報告いただいた内容は、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R7.5.19	R7.5.30